

## 令和5年5月 街頭労働相談日程表

実施日	時間	場所	最寄り駅	担当所
5月17日(水)	11:00～15:00	池袋駅西口 東武ホープセンター地下1階 通路	JR・東京メロ・ 東武・西武線 池袋駅	労働相談情報センター 池袋事務所
5月25日(木)	12:00～17:00	JR 大崎駅南口改札前 夢さん橋	JR・りんかい線 大崎駅	労働相談情報センター 大崎事務所
5月26日(金)	11:00～15:00	北千住マルイ 1階入口前	JR・東京メロ・ 東武・つくばエクス プレス線 北千住駅	労働相談情報センター 亀戸事務所
5月26日(金)	11:00～14:30	小田急町田駅東口 カリヨン広場	JR・小田急線 町田駅	労働相談情報センター 多摩事務所



(過去の街頭労働相談の様子)

◎街頭労働相談の実施に当たっては、実施時点における基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。

(※1) 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の中小企業への適用拡大

- ・令和5年4月1日から、中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。(大企業は、平成22年4月1日から既に引き上げられています。)
- ・月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

(※2) 無期転換ルール

- ・平成25年4月1日以降に開始された有期労働契約が通算して5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されます。
- ・令和5年3月に、無期転換ルールに関する省令が改正されました。(令和6年4月施行予定)

東京都ろうどう110番では、

電話による相談も常時受け付けております。

**0570-00-6110**

労働相談情報センターへお気軽にご相談ください